

改正	平成20年 3月24日条例第15号	平成20年 9月19日条例第52号
	平成21年 3月26日条例第 8号	平成21年 7月 7日条例第36号
	平成22年 6月29日条例第32号	平成24年 9月14日条例第50号

(設置)

第1条 本市は、保育を要する幼児その他の児童（以下「保育児童」という。）の福祉の増進を図るため、旭川市通年制保育園（以下「保育園」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 保育園の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(保育時間及び休園日)

第3条 保育園の保育時間及び休園日は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めたとき、又は第6条第1項に規定する指定管理者が必要と認めた場合であって、あらかじめ市長の承認を受けたときは、保育時間及び休園日を臨時に変更することができる。

(1) 保育時間 午前8時から午後6時まで

(2) 休園日 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31日まで並びに1月2日及び3日

(施設の休止)

第4条 災害又は感染症の発生等により、保育児童に危険を及ぼすおそれがある場合において、市長が特に必要と認めたとき、又は第6条第1項に規定する指定管理者が必要と認めた場合であって、あらかじめ市長の承認を受けたときは、一定の期間を定めて保育園を休止することができる。

(入園の制限)

第5条 次条第1項に規定する指定管理者は、保育児童が次の各号のいずれかに該当するときは、保育園への入園を制限することができる。

(1) 感染症にかかり、又はその疑いがあるとき。

(2) 心身が虚弱で保育園において保育に堪えることができないとき。

(3) 他の入園児童（保育園に入園している保育児童をいう。以下同じ。）に悪影響を及ぼすおそれがあるとき。

(指定管理者による管理)

第6条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に保育園の管理を行わせるものとする。

2 指定管理者が行う管理の業務は、次のとおりとする。

(1) 入園児童の保育に関すること。

(2) 保育園への入園の承諾等に関すること。

(3) 保育園の施設及び設備の維持管理に関すること。

(4) その他市長が定める業務

(公募によらない指定管理者の指定)

第7条 市長は、指定管理者の指定をしようとするときは、旭川市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年旭川市条例第29号。以下「指定条例」という。）第2条第1項の規定にかかわらず、公募することなく、特定のを指定管理者に指定するものとする。

2 市長は、前項の規定により特定のを指定管理者に指定しようとするときは、あらかじめ、当該特定のものに対し、指定条例第3条に規定する申請書及び事業計画書その他規則で定める書類の提出を求めるものとする。

(入園の申込み)

第8条 保育児童の保護者は、保育児童を保育園に入園させようとするときは、入園の申込書を指定管理者に提出し、入園の承諾を受けなければならない。

(退園等)

第9条 入園児童の保護者（以下「保護者」という。）は、当該入園児童を退園させようとするときは、指定管理者に届け出なければならない。

2 指定管理者は、入園児童が次の各号のいずれかに該当するときは、当該入園児童を退園させ、又はその入園を

停止することができる。

- (1) 正当な理由がなく1月以上欠席したとき。
- (2) 第5条各号のいずれかに該当するとき。
- (3) その他指定管理者が入園を不相当と認めたとき。

3 指定管理者は、前2項の規定により入園児童を退園させ、又はその入園を停止するときは、あらかじめ保護者に通知するものとする。

(異動届)

第10条 保護者は、第8条の申込書に記載した事項に異動を生じたときは、速やかにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

(入園料等の納入)

第11条 保護者は、入園料及び保育料（以下「入園料等」という。）を指定管理者に納入しなければならない。

(入園料等の設定基準等)

第12条 前条の入園料等は、別表第2に規定する入園料等設定基準により、指定管理者が定める。

2 指定管理者は、入園料等の額、納入方法、減免等について定め、又はこれらを変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の規定により承認をしたときは、その内容について速やかに告示するものとする。

(階層区分の認定)

第13条 指定管理者は、保育を行ったときは、保護者について、当該保護者の別表第2の1の(2)の規定による階層区分を認定するものとする。

2 指定管理者は、毎年保育に係る保護者の負担能力について調査を行い、前項の規定により認定した階層区分の改定を行うことができる。

3 指定管理者は、第1項の規定による階層区分の認定をしたとき、又は前項の規定による階層区分の改定を行ったときは、その旨を保護者に通知するものとする。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第7条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第12条の規定による入園料等の設定及びこれに関し必要な行為は、この条例の施行前においても、同条の規定の例により行うことができる。

(旭川市生活館条例の一部改正)

3 旭川市生活館条例（昭和39年旭川市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第3条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

附 則（平成20年3月24日条例第15号）

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の旭川市通年制保育園条例の規定は、施行日以後に受けた保育に係る保育料について適用し、施行日前に受けた保育に係る保育料については、なお従前の例による。

附 則（平成20年9月19日条例第52号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2第1項の(2)の表備考第2項の改正規定は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の旭川市通年制保育園条例別表第2第1項の(2)の表備考第2項の規定は、平成21年4月1日以後に受けた保育に係る保育料について適用し、同日前に受けた保育に係る保育料については、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月26日条例第8号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年7月7日条例第36号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の旭川市通年制保育園条例の規定は、施行日以後に受けた保育に係る保育料について適用し、施行日前に受けた保育に係る保育料については、なお従前の例による。

附 則（平成22年6月29日条例第32号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の旭川市通年制保育園条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、施行日以後に受けた保育に係る保育料について適用し、施行日前に受けた保育に係る保育料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に保育を受けている者の施行日の属する月に係る保育料については、前項及び改正後の条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成24年9月14日条例第50号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、別表第2第1項の(2)の表備考第2項の改正規定中地方税法附則第5条の4の2第5項に係る部分は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の旭川市通年制保育園条例別表第2第1項の(2)の表備考第2項（地方税法附則第5条の4の2第5項に係る部分を除く。）の規定は、施行日以後に受けた保育に係る保育料について適用し、施行日前に受けた保育に係る保育料については、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

名称	位置
旭川市立東旭川保育園	旭川市東旭川南1条6丁目
旭川市立旭東保育園	旭川市東光6条3丁目
旭川市立永山保育園	旭川市永山4条19丁目
旭川市立春光保育園	旭川市春光5条8丁目
旭川市立住吉保育園	旭川市住吉6条1丁目
旭川市立東鷹栖中央保育園	旭川市東鷹栖4条5丁目
旭川市立神居保育園	旭川市神居3条6丁目
旭川市立西神楽保育園	旭川市西神楽南2条2丁目
旭川市立千代田保育園	旭川市東光8条8丁目
旭川市立小鳩保育園	旭川市永山7条6丁目
旭川市立近文生活館保育園	旭川市錦町14丁目
旭川市立神居つくし保育園	旭川市神居4条14丁目
旭川市立秋月保育園	旭川市秋月2条2丁目
旭川市立緑が丘保育園	旭川市緑が丘5条2丁目

別表第2（第12条関係）

入園料等設定基準

- 1 入園料等は、次に規定する額の範囲内となるように設定しなければならない。

(1) 入園料

区分	金額
入園時	円
入園2年目	10,000
入園3年目以降	5,000

備考

- 1 「入園料」とは、保育児童が新たに入園するとき、又は入園児童が前年度から引き続いて入園するときに徴収するものをいう。
  - 2 同一世帯に入園児童が2人以上いる場合における2子目以降の入園児童に係る入園料の額は、この表の規定にかかわらず、5,000円とする。
- (2) 保育料

各月初日の入園児童の属する世帯の階層区分		金額（月額）	
階層区分	定義	3歳未満児	3歳以上児
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による被支援世帯（単給世帯を含む。）	円 0	円 0
B	A階層を除き、前年度分の市町村民税が非課税の世帯又は市町村民税が課税されている世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のもの	9,800 (4,900)	8,200 (4,100)
C 1	A階層を除き、前年度分の市町村民税が課税されている世帯であって、その市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	3,001円以上 5,000円以下	12,100 (6,100)
C 2		5,001円以上 11,000円以下	13,700 (6,900)
C 3		11,001円以上 21,000円以下	15,100 (7,600)
C 4		21,001円以上 31,000円以下	16,600 (8,300)
C 5		31,001円以上 41,000円以下	17,900 (9,000)
C 6		41,001円以上 51,000円以下	19,400 (9,700)
C 7		51,001円以上 61,000円以下	20,800 (10,400)
C 8		61,001円以上 91,000円以下	22,100 (11,100)
C 9		91,001円以上 119,000円以下	23,300 (11,700)
C 10		119,001円以上 134,000円以下	24,600 (12,300)
C 11		134,001円以上 164,000円以下	25,900 (13,000)
C 12		164,001円以上 194,000円以下	27,100 (13,600)
C 13		194,001円以上	28,600 (14,300)

備考

- 1 「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいう。
- 2 C階層における市町村民税に係る地方税法第292条第1項第2号の所得割の額を計算する場合には、地方税

法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第314条の2第1項第11号の規定の適用があるものとして計算し、地方税法第314条の7及び第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しない。

- 3 同一世帯に2人以上の入園児童がいる場合は、年齢の最も高い児童を第1子目とし、第2子目以降の児童に適用する保育料の額は、各階層の（ ）内の額とする。
- 4 入園児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯（市町村民税が非課税のものに限る。）であっても、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、保育料の額は、0円とする。
- 2 月の途中で保育園に入園し、又は保育園を退園した場合における当該入園児童に係るその月の保育料の額及び暖房料については、指定管理者が市長の承認を得て設定することができる。